

J R 東海労申第16号
2019年11月1日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 木下 和樹

「新しい人事・賃金制度等」の見直しに関する解明申し入れ

「新しい人事賃金制度等」の見直しについては、2019年度協約改訂交渉、および業務委員会で議論を行ってきたが、会社の不誠実な態度により労使の妥結に至っていない。

10月より実施されている「通勤手当の改正」については、新幹線利用特認制度や職務乗車証で通勤している組合員、特に専任社員として働く組合員の生活に大きな影響を与えると認識している。

従って、下記の通り通勤手当に関する解明事項を申し入れるので、団体交渉を開催すること。

記

1. 標準報酬額の算出について

- (1) 標準報酬月額によって保険料が決定する社会保険の種類を明らかにすること。
- (2) 標準報酬月額の算出方法、および標準報酬に含まれる賃金の種別（基本給、手当等）を明らかにすること。
- (3) J R、私鉄、バス等の公共交通機関で通勤している場合の通勤手当金額の算出方法を明らかにすること。
- (4) 新幹線利用特認制度で通勤している場合、および職務乗車証で通勤している部分は通勤手当が支給されないが、標準報酬の算出にあたって通勤手当相当額についてどのような取扱いを行っているのか明らかにすること。

2. 高年齢雇用継続基本給付金について

- (1) 60歳到達時点の「賃金」とは何か。およびその算出方法と含まれる賃金の種別（基本給、手当等）について明らかにすること。

- (2) 60歳到達時点の「賃金」に通勤手当が含まれる場合は、その算出方法を明らかにすること。
- (3) 新幹線利用特認制度で通勤している場合、および職務乗車証で通勤している部分は通勤手当が支給されないが、60歳到達時点の「賃金」に通勤手当相当額が含まれるのか明らかにすること。
- (4) 新幹線利用特認制度が廃止され新幹線定期券による通勤となった場合、「賃金額」が大幅に増額するために高年齢者雇用継続給付金が支給されなくなることが想定されるが、会社の認識と補償等の考えを明らかにすること。

3. 所得税について

- (1) 会社が所得税の源泉徴収のために申告している給与収入、給与総額に含まれる賃金の種別（基本給、手当等）を明らかにすること。
- (2) 新幹線利用特認制度が廃止され新幹線定期券による通勤となった場合、通勤手当月額が非課税限度の15万円を超え、税金の負担が増えることが想定される。会社の認識と補償等の考えを明らかにすること。
- (3) 通勤手当が給与収入、給与総額に含まれるとすると、新幹線利用特認制度が廃止され新幹線定期券による通勤となった場合に、給与収入、給与総額が増加することになる。公営住宅への入居条件やその他福利厚生への制限等の発生が想定されるが、会社の認識と補償等の考えを明らかにすること。

4. 在職老齢年金について

- (1) 在職老齢年金の支給に関して標準報酬月額相当額の算出が必要になるが、標準報酬月額相当額に含まれる賃金の種別（基本給、手当等）を明らかにすること。
- (2) 新幹線利用特認制度が廃止され新幹線定期券による通勤となった場合、標準報酬月額相当額が上昇する。これによって在職老齢年金が減額または支給停止になることが想定されるが、会社の認識と補償等の考えを明らかにすること。

以 上